

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第四款 運営

目次中「第四款 運営に関する基準（第九条―第四十二条）」を 第四款の二

に関する基準（第九条―第四十二条）

共生型居宅サービスに関する基準（第四十二条の二・第四十二 に、「第五款 削
条の三）」

除」を「第五款 共生型居宅サービスに関する基準（百十四条―百三十一条）」

「第三

に、「第三目 運営に関する基準（百七十四条―百八十二条）」を 第五款

「

目 運営に関する基準（百七十四条―百八十二条）

第二

の二 共生型居宅サービスに関する基準（百八十二条の二・第八 に、

十二条の三）

「

第

第四款 運営に関する基準（百七十一条―百七十七条）

章の二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

一節 総則（百七十七條の二―百七十七條の四）

を「

二節 人員に関する基準（百七十七條の五・百七十七條の六）

三節 運営に関する基準（百七十七條の七―百七十七條の三十二）

四節 基準該当居宅介護支援に関する基準（百七十七條の三十三）

「

第四款 運営に関する基準（百七十一条―百七十七條）」に、「第

「第三款 運

第五章の二 介

第一節 総則

第三款	運営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）	「	第五節	ユニ	基準	第一款	こ	八	第二款	施	第三款	運	十
			第四節	運営									
			第三節	施設									
			第二節	人員									

営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）

護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（第四百三十八条の二・第四百三十八条の三）

に関する基準（第四百三十八条の四）

及び設備に関する基準（第四百三十八条の五・第四百三十八条の

に関する基準（第四百三十八条の七―第四百三十八条の四十二）

ット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する

に、 「第四目

の節の趣旨及び基本方針（第四百三十八条の四十三・第四百三十
条の四十四）

設及び設備に関する基準（第四百三十八条の四十五）

営に関する基準（第四百三十八条の四十六―第四百三十八条の五

四）

「第四目

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百九十

九条―第六百三条）

を 第六款の

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五百九十

九条―第六百三条）

に改める。

二 共生型介護予防サービスに関する基準（第六百三条の二・第六

百三条の三）

第八条第二項中「第四項」を「第九項」に改める。

第十一条中「居宅介護支援事業者（）」の下に「法第八条第二十四項に規定する」を加える。

第十四条中「第三十八号。」の下に「第三十六条の二及び」を加える。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「（以下この章において「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第二十九条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六十五条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第四十二条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この章において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第八十二条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第三十九条の二に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第四十二条の三 第五条、第六条及び第七条並びに前款の規定は、共生型訪問介護

の事業について準用する。この場合において、第六条中「第五条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第五条（同条第一項を除く。）」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第六条」と、第九条中「第八条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第九条」と、第二十六条中「第二十五条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十五条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条」と読み替えるものとする。

第四十七条中「前款」を「第四款」に改める。

第五十九条中「及び第三十二条」を「、第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条」に改める。

第六十三条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第六十九条第一項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第七十九条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第八十二条の見出しを「（設備及び備品等）」に改め、同条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第九十条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。第九十五条第三項において同じ。）」を削る。

第九十二条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（第五百三条に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。第五百二十七条第一項において同じ。）」を「又は薬局」に改める。

第九十五条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第九十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第百十三条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二章第七節第五款を次のように改める。

第五款 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。))を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第五十五条の二に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第五十六条、第九十九条、第一百一条及び第一百二条第四項並びに前款(第一百三条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第九条」と、第二十八条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下この章において「共生型通所介護従業者」という。))」と、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第一百七七条に規定する運営規程をいう。))」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十五条中「第三十三條」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第三十三條」と、第一百一条中「第九十四條」とあるのは「第五十五条の三において準用する省令第九十四條」と、第一百二条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所

介護事業者が利用者に対して第一項に規定する設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百五条第二号、第百六条第五項及び第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十一条の二中「第百四条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百四条の二」と、第百十二条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

第百十六条から第百三十一条まで 削除

第百三十五条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。
第百四十二条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。
第百五十三条第二項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第百六十五条第二項中「（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第百六十九条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二章第九節第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第百八十二条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第百四十条の十四に規定する基準の例によることとする。

(準用)

第八十二条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一条まで、第五十六條、第八八條、第一百十條、第一百一十一條、第四百七十七條及び第四百九十九條並びに第四款（第六十九條を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第九条」と、第三十四條中「運営規程」とあるのは「運営規程（第六十四條に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十五条中「第三十三條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第三十三條」と、第四十條中「第三十七條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第三十七條」と、第八八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第四百九十九條中「第二百二十二條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第二百二十二條」と、第五百二十二條中「第二百二十五條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第二百二十五條」と、第五百五十五條中「第二百二十八條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第二百二十八條」と、第五百五十六條第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五百五十七條中「第三百十條」とあるのは「第四百十條の十五において準用する省令第三百十條」と、第六十三條中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第六十八條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「第四百十條において準用する省令第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

第八十九条中「第三十七條まで」を「第三十六條まで、第三十七條」に改め、「静養室等」の下に「と、第六十八條第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七條」とあるのは「第二十七條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「第四百十條において準用する省令第三十七條第二項」とあるのは「第三十七條第二項」を加える。

第九十三條中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。
第二十三條に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百十六條に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第二百三十八條及び第二百四十九條中「第三十四條から」の下に「第三十六條まで、第三十七條から」を加える。

第二百五十六條第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同條に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百五十七條第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百六十四條中「第三十五條から」を「第三十五條、第三十六條、第三十七條から」に改める。

第二百六十六條中「から第三十七條まで」を「、第三十六條、第三十七條」に改める。

第二百七十七條中「第三十五條から」を「第三十五條、第三十六條、第三十七條から」に改め、「利用者」の下に「と、第三十三條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」」を加える。

第二章の二を削る。

第二百八十五條中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第二百一十一條の次に次の一條を加える。

(緊急時等の対応)

第三百一十一條の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第二条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三百五十五條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第三百二十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三百三十五条第一項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第三百七十五条第一項中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第一節 総則

(定義)

第四百三十八条の二 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第四百三十八条の三 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百三十八条の四 介護医療院に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第四条（医師及び看護師に係る部分を除く。）に規定する基準の例によることとする。

第三節 施設及び設備に関する基準

(施設)

第四百三十八条の五 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂

内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

六 便所

身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第四百三十八条の六 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。

以下この章において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項及び第四百三十八条の四十五第四項において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第四百三十八条の四十五第四項において同じ。）

又は消防署長と相談の上、第四百三十八条の三十二の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四百三十八条の三十二の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第四百三十八条の七 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

(提供拒否の禁止)

第四百三十八条の八 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第八条に規定する基準の例によることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第四百三十八条の九 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第四百三十八条の十 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無

及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第四百三十八条の十一 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第四百三十八条の十二 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師又は准看護師、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第四百三十八条の十三 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第四百三十八条の十四 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四百三十八条の四十六第一項において同じ。)が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下この章において同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四百三十八条の四十六において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居

住費の負担限度額)を限度とする。)

三 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第四百三十八条の十五 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四百三十八条の十六 介護医療院サービスの取扱方針に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例によることとする。

(施設サービス計画の作成)

第四百三十八条の十七 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下この条及び第四百三十八条の二十八において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を

通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第四百三十八条の十八 診療の方針に係る基準は、省令第十八条に規定する基準の例によることとする。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第四百三十八条の十九 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第四百三十八条の二十 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四百三十八条の二十一 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第二十一条に規定する基準の例によることとする。

(食事の提供)

第四百三十八条の二十二 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第四百三十八条の二十三 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれていた環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百三十八条の二十四 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第四百三十八条の二十五 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第四百三十八条の二十六 管理者による管理に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

(管理者の責務)

第四百三十八条の二十七 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第四百三十八条の二十八 計画担当介護支援専門員は、第四百三十八条の十七に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居

宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 省令第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

五 省令第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第四百三十八条の二十九 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第四百三十八条の三十五において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四百三十八条の三十 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四百三十八条の三十一 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四百三十八条の三十二 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非

常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 介護医療院は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第四百三十八条の三十三 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一 省令第五条第二項第二号ロ及び省令第四十五条第二項第二号ロに規定する検体検査の業務

二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒

の業務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第四百三十八条の三十四 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（揭示）

第四百三十八条の三十五 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（秘密保持等）

第四百三十八条の三十六 秘密保持等に係る基準は、省令第三十六条に規定する基準の例によることとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第四百三十八条の三十七 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第四百三十八条の三十八 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職

員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四百三十八条の三十九 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四百三十八条の四十 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第四百三十八条の四十一 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四百三十八条の四十二 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第四百三十八条の十二第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第四百三十八条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容

等の記録

- 四 省令第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 第四百三十八条の二十五の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 第四百三十八条の三十八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 省令第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第四百三十八条の四十三 第四百三十八条の三、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四百三十八条の四十五及び第四百三十八条の四十九において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下この節において同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第四百三十八条の四十四 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

二 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二款 施設及び設備に関する基準

(施設)

第四百三十八条の四十五 ユニット型介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 ユニット（療養室を除く。）
 - 二 浴室
 - 三 サービス・ステーション
 - 四 調理室
 - 五 洗濯室又は洗濯場
 - 六 汚物処理室
- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
- 一 ユニット（療養室を除く。）
 - イ 共同生活室
 - (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (3) 必要な設備及び備品を備えること。
 - ロ 洗面設備
 - ハ 便所
 - イ 療養室ごと又は共同生活室ごとに適當数設けること。
 - ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 二 浴室
- 三 前項第二号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。
 - 一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。
 - イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四百三十八条の五十四において準用する第四百三十八条の三十二の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第四百三十八条の五十四において準用する第四百三十八条の三十二の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いづれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いづれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四百三十八条の四十六 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第四百三十八条の四十七 介護医療院サービスの取扱方針に係る基準は、省令第四十七条に規定する基準の例によることとする。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第四百三十八条の四十八 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

（食事）

第四百三十八条の四十九 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂

ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四百三十八条の五十 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四百三十八条の五十一 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四百三十八条の五十二 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第五十二条に規定する基準の例によることとする。

(定員の遵守)

第四百三十八条の五十三 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四百三十八条の五十四 第四百三十八条の七から第四百三十八条の十三まで、第四百三十八条の十五、第四百三十八条の十七から第四百三十八条の二十まで、第四百三十八条の二十三、第四百三十八条の二十五から第四百三十八条の二十八まで及び第四百三十八条の三十二から第四百三十八条の四十二までの規定は、ユニ

ット型介護医療院について準用する。この場合において、第四百三十八条の七中「第七条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第七条」と、第四百三十八条の八中「第八条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第八条」と、第四百三十八条の八中「第十八条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第十八条」と、第四百二十八条の二十六中「第二十六条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第二十六条」と、第四百三十八条の三十六中「第三十六条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十六条」と、第四百三十八条の四十中「第四十条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第四十条」と、第四百三十八条の四十二第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

第五百十四条第十一号中「指定介護予防支援事業者」の下に「（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第五百十八条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第五百二十五条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師及び准看護師をいう。第五百三十三条第三項において同じ。）」を削る。

第五百二十七条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第五百二十九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常事業の実施地域

第五百三十三条第三項を削る。

第六章第九節第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第六百三条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者

二項」と、第五百八十四条中「第百四十五条」とあるのは「第百六十六条において準用する省令第百四十五条」と読み替えるものとする。

第六百十四条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。
第六百十八条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六百三十四条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第六百八十九条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第六百九十条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十六条第一号及び第六百八十九条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。